

お知らせします!!

臨時福祉給付金（経済対策分）

消費税率の引上げ（5%→8%）による影響を緩和するため、所得の低い方々に対して、制度的な対応（軽減税率の導入）を行うまでの間、暫定的・臨時的な措置として臨時福祉給付金を支給します。

今回、消費税率引上げ（8%→10%）が2年半延長されたことを踏まえ、経済対策の一環として、社会全体の所得の底上げに寄与するとともに、低所得者の安心感を確保するため、平成31年9月までの2年半分を一括して支給します。

臨時福祉給付金（経済対策分）

○支給要件

支給対象者

平成28年度分の市民税が課税されていない方

※ただし、
・課税されている方に生活の面倒を見てもらっている場合
（住民税において、課税者の扶養となっている場合）
・生活保護の受給者である場合 など



対象となりません。

○支給額

対象者1人につき1万5千円

○申請方法

後日配布（2月中頃）の申請書に必要事項を記載し、必要書類を添付して申請してください。

※該当者と思われる方で書類が届かない場合は、臨時福祉給付金コールセンターへご連絡ください。

○申請先

津島市役所福祉課「臨時福祉給付金」窓口

○申請期間

平成29年2月15日(水)～5月15日(月)

ご 注 意

- ・原則として、申請期間外の申請は受け付けられませんのでご注意ください。
- ・申請期間などは、各市区町村により異なります。津島市以外が申請先（平成28年1月1日に住民票のある市区町村）となる方は、その市区町村に問い合わせるか、ホームページなどで確認するようにしてください。

Q

平成28年度の臨時福祉給付金の該当者であったが、申請しなかったり辞退した者は、今回の臨時福祉給付金（経済対策分）の申請をすることはできますか？

A

平成28年度の臨時福祉給付金の対象者であれば、平成28年度の臨時福祉給付金の受給の有無に関わらず臨時福祉給付金（経済対策分）の支給対象者となります。

Q

平成28年度の臨時福祉給付金の該当者が死亡している場合、今回の臨時福祉給付金（経済対策分）の申請をすることはできますか？

A

平成28年度の臨時福祉給付金の対象者であっても、臨時福祉給付金（経済対策分）の申請受付期間開始前に死亡している場合は、申請をすることができません。

Q

基準日の翌日以降に引っ越した場合の給付金の受取はどうなりますか？

A

申請は基準日（平成28年1月1日）時点で住民票のある市区町村に申請を行うこととなりますので、基準日の時点で住民票のある市区町村にお問い合わせください。



臨時福祉給付金（経済対策分）などの
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。



ご自宅や職場などに市区町村や厚生労働省（の職員）などがかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、市役所や津島警察署または警察相談電話（#9110）にご連絡ください。

問い合わせ先

●申請方法に関するお問い合わせ

臨時福祉給付金コールセンター

☎0567（22）3770

●制度に関するお問い合わせ

厚生労働省 特設コールセンター

☎0570（037）192

みな いいきゅうふ